

文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）における文書の取扱いを定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

(文書の定義)

第2条 この規程において、文書とは図書類を除く業務上取扱うすべての文書をいう。

(事務処理の原理)

第3条 この法人の事務は、原則として文書により処理するものとする。

- 2 文書によらないで処理した場合、必要に応じて直ちに文書を作成し、事後に支障のないようにしなければならない。

(取扱いの原則)

第4条 文書の取扱いは、責任を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(文書管理担当者)

第5条 文書の受付、配布、回付または整理保存等を行わせるため、文書管理担当者を置く。

- 2 文書管理担当者は、常務理事が任免する。

(決裁手続き)

第6条 文章の起案は、組織規程で定めるそれぞれの部・課において行うものとする。

- 2 起案文書は理事の職務権限規程（別表）に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。
- 3 起案文書は、「稟議書」（別紙様式1）を用いて決裁手続きをとるものとする。

(受信文書)

第7条 この法人に到着した文書（以下「受信文書」という。）は、文書管理担当者において受付けるものとし、文書管理担当者以外において受取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

- 2 文書管理担当者は、受信文書に受付印を押印する。ただし許可書等押印することが適当でないものは、この限りではない。

(外部発信文書)

第8条 この法人外に発信する文書（以下「発信文書」という。ただし、軽易な文書は

除く。)は、理事の職務権限規程の(別表)理事の職務権限の定めにより発信する。

- 2 前項の規定による発信文書については、文書発信番号を記載する
- 3 前項の規定による文書発信番号は、会長が発信する文書は「全子連業」の四字を付し番号を記入する。常務理事及び事務局長が発信する文書は「業務連絡」の四字を付し番号を記入する。共済事業課が発信する文書は「全子連共済」の五字を付し番号を記入する。

(整理及び保管)

第9条 文書の整理保管は、原則として当該文書担当部署において行う。

- 2 文書の保管期間は当該文書の処理が完了した事業年度の末日までとする。

(保存期間)

第10条 文書の保存期間は、別表1の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存年限が定められている文書は、当該法規による。

- 2 前項の保存期間は、処理を終えた年度の翌年度から起算する。

(廃棄)

第11条 保存期間を経過した文書は廃棄する。ただし、会長が引き続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成25年11月20日の理事会で決議し、平成25年11月20日から施行する。

別表1 文書保存期間基準表

保存期間	分類	文書の種類	根拠法令他
永久	法人	重要な承認、届出、報告書等に関する文書	
		行政庁等による検査または命令に関する文書	
		理事会・総会等の議事録	(一般法10年)
		登記に関する文書	
		定款、規程等に関する文書	
		重要な報告書	
	財産契約	計算書類等(貸借対照表・正味財産増減計算書、事業報告、監査報告、附属明細書)	(一般法10年) (会社法10年)
		寄附金に係わる情報	
		効力の永続する契約に関する文書	
	人事労務	重要な人事に関する文書	
		職員との協定書	
10年	法人	行政庁等からの重要な文書	
		会員の入退会、会費等の入金等に関する文書	
		役員の就任、報酬等に関する文書	
		理事会・総会等の開催に関する文書	
		伺書(永久とされる文書を除く)	
	人事労務	職員の任免、報酬等に関する文書	
		委嘱等による有期契約職員の名簿・履歴書等	
		役職員の採用・退職・賞罰に関する文書	
	財産契約	満期又は解約となった契約に関する書類	
		会計帳簿、会計伝票	(経理規程10年)
		証憑書類	(経理規程10年)
		業務委託契約書	
	共済事業課	契約申込書関係書類、共済金請求書関係書類	
	事業	助成金等決定通知書	
		業務委託契約書等重要な書類	
5年	法人	委員会に関する文書	
	財産契約	事業計画書、収支予算書	(経理規程5年)
		資金調達、設備投資の見込書	
		財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準	(一般法5年)
		税務に関する文書	(税法5年)
		軽微な契約に関する文書	
	会計事務に関連する軽微の資料類	(経理規程5年)	
	人事労務	職員名簿、履歴書、住民票記載事項証明	

		雇用保険被保険書資格取得等確認通知等	(雇保規4年)
		雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	(雇保規4年)
		賃金台帳	(労基法3年)
		労働者名簿、採用・解雇・退職に関する書類	(労基法3年)
		労災保険に関する書類	(労災法3年)
		労働保険の徴収・納付等の書類	(徴収規3年)
		健康保険・厚生年金保険に関する書類	(健保規2年) (厚年規2年)
		雇用保険に関する書類	(雇保規2年)
		タイムカード、労働時間計算書、休暇・遅刻・欠勤・早退届	(労基法3年)
		身分証明書	
1年	法人	業務遂行に必要なその他の軽微な文書	
		住所・姓名変更届	